

重点排污企業の管理制度の変更について

2017年に公布された「重点排污单位名录管理规定（試行）」は2023年1月1日に廃止され、新たに「環境監視重点企業名簿管理方法」（环境监管重点单位名录管理办法）が施行されました。ここでは、新旧の管理方法の内容を簡単に比較し、特に土壤汚染重点監視企業認定の変更された条件、指定された企業の取るべき対応に絞りました、企業の土壤及び地下水の環境管理業務の参考となれば幸いです。

土壤汚染重点監視企業認定条件の変更点

- 重点監視企業の分類は5種類から6種類に変更、地下水污染防治および環境リスク重点制御は初導入
- 土壤汚染重点監視企業の認定条件は5つから3つに変更
- 中規模以上の重点業種に属する企業の認定条件は保留
- 「年間100t以上の危険廃棄物を産出する企業」の認定条件を削除、環境リスク重点制御企業の認定条件とする
- 「高土壤汚染リスク地域に位置するサイト、かつ有毒有害物質を生産、使用、保管、処分または排出する企業」という主観性のある認定条件を新設
- 「耕地土壤重金属汚染が突出している地域にあるカドミウムを排出する企業」という認定条件を新設

土壤および地下水重点監視企業の義務

【操業中の企業】

【閉鎖、移転企業】

- | | |
|--|---|
| ● 有毒有害物質の排出を厳格に抑制し、年度別に生態環境主管部門に排出状況を報告する； | ● 施設、設備又は構築物を撤去する場合は、土壤污染防治方案を作成し、地方生態環境、工業及び信息化主管部門に届出； |
| ● 土壤汚染リスク調査制度を構築する； | ● 生産経営用地の用途変更または使用権の返還、譲渡の際には規定に従って土壤汚染状況調査を実施、調査報告書を不動産登録資料として不動産登録機構に提出し、地方生態環境主管部門に届出。 |
| ● 自主モニタリング方案の作成と実施、結果を生態環境主管部門に報告； | |

弊社は中国国内唯一の独資日系調査会社として、上記の操業中または閉鎖、移転予定のある日系企業に対して、土壤汚染調査から汚染対策工事までワンストップサービスを提供しています。